

## 第1章

# 保健医療計画の基本的な事項

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1 計画策定の趣旨 | 2 計画の基本理念 |
| 3 計画の位置づけ | 4 計画の期間   |

# 第1章

## 保健医療計画の基本的な事項

### 1 計画策定の趣旨

本県では、昭和63年6月に「栃木県保健医療計画」(1期計画)を策定し、以来、5年ごとに見直しを行いながら、健康づくりと疾病対策の推進、安心して良質な医療の確保、食品の安全と生活衛生の確保を柱とする各種施策に取り組んできました。

この間、急速な少子・高齢化の進行、がんや心疾患等の生活習慣病の増加など疾病構造の変化、医学・医療技術の進歩による医療の高度化・専門化の進展、さらには県民の健康や医療、食品の安全性に対する意識の高まりなどを背景とした保健・医療・生活衛生に対する県民のニーズの多様化・高度化など、保健医療を取り巻く環境は大きく変化しています。

特に少子・高齢化の進行については、年少人口(0～14歳人口)及び生産年齢人口(15～64歳人口)の減少傾向が続いており、一方、老年人口(65歳以上人口)は増加傾向にあります。この傾向は今世紀前半も続くと予測されており、本県における高齢化率は2025年頃には30%を超え、2050年前後には4割近くになると推計されています。

今般、国において、少子・高齢化の進行等の社会経済状況の変化を踏まえ、中長期的に持続可能な制度を目指す「社会保障・税一体改革」が進められており、医療サービス提供分野においては、急性期をはじめとする医療機能の強化、病院・病床機能の役割分担・連携の推進、在宅医療の充実等を内容とする医療サービス提供体制の制度改革に取り組むこととされています。これを受けて医療計画制度においては、医療機能の分化・連携を推進するために医療計画の政策循環を一層強化すること、従来の4疾病5事業(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児救急を含む小児医療)に加え、精神疾患及び在宅医療について医療連携体制を構築し、計画に明記することなどが求められています。

本県においてもこうした状況を踏まえ、医療計画制度見直しの趣旨に則って現行の計画を見直し、栃木県保健医療計画(6期計画)を策定することとしました。

## 2 計画の基本理念

**「良質な保健医療を提供する体制を確保し、生涯を通じて安心して健康でいきいきと暮らすことができる環境づくり」**

県民の視点に立った、安全で質の高い医療が効率的に受けられる体制の整備充実を図り、すべての県民が健康でいきいきと、安心して快適に生活できる社会の実現を目指して、計画を推進していくこととします。

## 3 計画の位置づけ

この計画は、次の性格を持つものです。

- (1) 本県の保健医療に関する基本的な指針となる計画
- (2) 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項の規定に基づく計画
- (3) 栃木県重点戦略"新とちぎ元気プラン"を踏まえた計画
- (4) 栃木県医療費適正化計画、栃木県高齢者支援計画(はつらつプラン21)、栃木県健康増進計画(とちぎ健康21プラン)、栃木県がん対策推進計画、栃木県歯科保健基本計画、栃木県障害者計画(新とちぎ障害者プラン21)、栃木県次世代育成支援対策行動計画(後期)(とちぎ子育て支援プラン)、その他保健、医療、福祉に関する諸計画と調和が保たれた計画

## 4 計画の期間

- (1) 平成25年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする5か年計画とします。
- (2) 保健医療に関する法制度の大幅な改正や社会情勢の大きな変化等が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行うなど、弾力的に対応します。